

事業者向けFAQ（よくある質問）

平成26年5月

目 次

【幼稚園に関すること】

- Q 1) 利用者の希望・選択が尊重される仕組みになるのですか。共働き家庭は幼稚園が利用できなくなるのでしょうか。
- Q 2) 新制度に入らない(施設型給付を受けない)私立幼稚園の取扱いはどうなるのですか。質改善による充実は、私学助成についても実施されるのでしょうか。
- Q 3) 子ども・子育て支援新制度の施行時には、私学助成を受ける幼稚園として残り、数年後に施設型給付を受ける選択をすることは可能でしょうか。
- Q 4) いったん施設型給付を受ける施設として確認を受けた幼稚園が、その後、確認を辞退することはできますか。
- Q 5) 公立幼稚園が新制度に入らないという選択肢はあるのですか。
- Q 6) 公立幼稚園を設置する市町村は、公立幼稚園に係る施設型給付の額や利用者負担を定めることとなりますが、私立幼稚園と同じにしなければならないのでしょうか。
- Q 7) 応諾義務との関係で、選考はどのような場合に認められるのですか。また、受け入れを拒否することができる「正当な理由」に該当するのはどのようなケースがあるのでしょうか。
- Q 8) 私立幼稚園の利用者負担はどうなるのですか。また、それはいつ決まるのでしょうか。
- Q 9) 幼稚園の入園料等の取扱いはどうなるのですか。
- Q 10) 幼稚園及び認定こども園において、利用者負担が徴収できなかった場合、減収分の補填は行われるのですか。徴収できない場合の代行徴収は、具体的にどのような仕組みとなるのでしょうか。
- Q 11) 幼稚園等の認定こども園への移行の意向は尊重されるのですか。人口減少地域でも移行できるのでしょうか。

Q 1 2) 教育標準時間認定を受けた子どもに係る施設型給付は、全国统一費用部分（国、地方が費用の2分の1ずつを負担）と地方単独事業部分（地方が費用の全額を負担）を組み合わせることとされていますが、地方単独事業部分を含め、確実に給付がなされるのでしょうか。

Q 1 3) 1号認定子どもについては、現在幼稚園が行っている翌日の準備や研修など、教員が幼児教育の質の維持、向上に充てる時間の確保ができるような公定価格の設定となるのでしょうか。

Q 1 4) 新たな幼保連携型認定こども園と幼稚園型認定こども園の違いはなんですか。

Q 1 5) 幼稚園や幼稚園型認定こども園から幼保連携型認定こども園に移行する場合、幼稚園の廃止の認可を受けることが必要でしょうか。

Q 1 6) 幼稚園での預かり保育はできなくなるのですか。

Q 1 7) 幼稚園での3歳未満児の受け入れはどのような扱いとなりますか。

Q 1 8) いわゆる附則6条園（旧102条園）はどうなるのですか。施行時に「みなし確認」を受けなければ、給付対象にならないのでしょうか。

Q 1 9) 施設型給付を受ける場合の会計監査はどのような扱いとなりますか。

【保育所に関すること】

Q 2 0) 幼保連携型認定こども園と保育所型認定こども園との違いはなんですか。

Q 2 1) 保育所が幼保連携型認定こども園に移行する場合、必ずしも1号定員を設定しなくてもよいと聞きましたが、本当ですか。認定こども園であるにもかかわらず、1号定員の設定を必須としないのは何故なのでしょうか。

Q 2 2) 保育所型であっても、認定こども園になった場合には、保育を必要とするこどもについても直接契約となるのですか。

Q 2 3) 保育標準時間認定の子どもに係る公定価格の水準はどうなるのですか。

Q 2 4) 保育短時間認定の子どもに係る公定価格の水準はどのようなのですか。

Q 2 5) 保育短時間認定の子どもの受け入れについて、保護者の個々の就労実態に対応して8時間受け入れることが必要でしょうか。それとも、保育短時間児の保育時間を園として一律に設定してよいのでしょうか。また、延長保育との関係はどのようなのでしょうか。

Q 2 6) 保育所や認定こども園に対する施設整備費補助はどのようなのですか。また、公定価格における減価償却費加算との関係はどのようなのでしょうか。

【その他 認定こども園に関すること】

Q 2 7) 認定こども園は3歳未満児を受け入れなければならないのですか。

Q 2 8) 現在、幼保連携型認定こども園で、満3歳以上の保育に欠ける子どもの定員を設定していない場合、2号定員を設定しないままでも、27年4月から、新幼保連携型認定こども園に移行することはできますか。

Q 2 9) 幼稚園型認定こども園について、2号定員を設定することは必要ですか。

Q 3 0) 認定こども園は土曜や長期休業期間も全て開園する義務があるのですか。また、毎日11時間開所しなければならないのでしょうか。

Q 3 1) 幼保連携型認定こども園の学級編制について、1号認定・2号認定の子どもで、学級を分ける幼保連携型認定こども園の学級編制について、1号認定・2号認定の子どもで学級を分けることは可能ですか。また、異年齢の3～5歳を1クラスにすることは可能ですか。

Q 3 2) 幼保連携型認定こども園では、満3歳に到達した子どもについて、学級編制を行う必要がありますか。また、行う場合、公定価格は、現行2歳児または3歳児のいずれの水準となるのですか。

Q 3 3) 認定こども園においては、保育認定子どもを選考し、直接契約することができなくなるのですか。

Q 3 4) 今回、幼稚園の公定価格上の職員配置基準として、4・5歳児については30 :

1、3歳児については20：1とする方針が示されましたが、従来、35：1と定められていた認定こども園の短時間利用児の職員配置基準の取扱いはどうなるのですか。

Q35) 幼保連携型認定こども園とそれ以外の類型の認定こども園では公定価格に差は出るのですか。

Q36) 認定こども園において給食の実施は義務づけられるのですか。

Q37) 認定こども園へ移行するために必要となる施設整備の支援にはどのようなものがありますか。

Q38) 幼保連携型認定こども園を運営する法人の一本化に伴い転籍する職員の退職金はどうなるのですか。

【一時預かり事業に関すること】

Q39) 保育緊急確保事業における一時預かり事業では、どのような内容の充実が図られるのですか。

Q40) 短時間の就労を理由とする一時預かり事業の利用において、その対象は、保育短時間認定の下限時間(48～64時間)に満たない就労者に限られるのですか。

【利用者支援事業に関すること】

Q41) 利用者支援事業の創設に伴い、地域子育て支援拠点事業はどうなるのですか。

Q42) 地域子育て支援拠点事業「地域機能強化型」の「地域支援」機能は利用者支援事業に引き継がれるのですか。

Q43) 事業に従事するに当たり、職員は必ず研修を受講しなければならないのですか。

Q44) 今後、事業実施要綱以上に詳しい内容を国から示す予定はありますか。

【放課後児童クラブに関すること】

Q 4 5) 子ども・子育て支援新制度では、放課後児童クラブについては、どのような内容の充実が図られるのですか。

【幼稚園に関すること】

Q1) 利用者の希望・選択が尊重される仕組みになるのですか。共働き家庭は幼稚園が利用できなくなるのでしょうか。

新制度は、保護者等のニーズとその選択に応じた多様かつ総合的な子育て支援を進めることを目的としており、共働き家庭の幼稚園利用の希望にも応えられるような制度設計を行っています。

具体的には、夫婦ともにフルタイム勤務であるなど、客観的には保育認定を受けることができる場合であっても、保護者が幼稚園の利用を希望する場合には、その選択により、幼稚園を利用することが可能な仕組みとしています。この場合は、教育標準時間認定（いわゆる1号認定）を受けて教育標準時間に係る施設型給付を受けつつ、教育標準時間の前後の預かりニーズについては、「幼稚園型」の一時預かり事業を利用することが基本となります。

Q2) 新制度に入らない（施設型給付を受けない）私立幼稚園の取扱いはどうなるのですか。質改善による充実は、私学助成についても実施されるのでしょうか。

新制度に入るか否か（施設型給付を受けるか）は、各幼稚園の判断に委ねることとしています。また、新制度への移行は、制度施行初年度だけでなく、いつでも可能な柔軟な仕組みとしています。

新制度に入らない幼稚園に対する財政支援は、現行どおり、私学助成及び保護者への就園奨励費補助で行うこととなりますが、子ども・子育て関連3法案に対する国会の附帯決議で「施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実にも努めるものとする」とされていることも踏まえ、これらの財政支援の充実にも努めていくこととしています。

ただし、消費税増収分は社会保障4経費に充てることとされており、私学助成はこの対象になっていないため、私学助成の充実は、この消費税増収による質改善とは別途、毎年の予算編成過程で検討することとなります。

Q3) 子ども・子育て支援新制度の施行時には、私学助成を受ける幼稚園として残り、数年後に施設型給付を受ける選択をすることは可能でしょうか。

私立幼稚園が新制度に移行する時期は、施行時に限られるものではなく、いつでも可能です。少なくとも施行当初においては、毎年、事業者の意向を確認する方針です。ただし、

法人格（学校法人、社会福祉法人、宗教法人等の法人の種類は問いません。）を有しない個人立幼稚園は、特例措置により、施行時点においてのみ、施設型給付を受ける対象施設としての「みなし確認」を受けることができることとされているため、新制度の施行後に施設型給付を受ける園に移行するためには、法人格の取得が必要となります。（Q18も参照）

Q4) いったん施設型給付を受ける施設として確認を受けた幼稚園が、その後、確認を辞退することはできますか。

可能です。確認を辞退する手続きには、手続き上3か月以上の事前予告期間が必要です。また、市町村の確認を辞退した後に、都道府県の私学助成の一般経常費補助をいつから受けることができるか等については、都道府県の運用により異なりますので、市町村・都道府県と十分に余裕を持って相談する必要があります。

Q5) 公立幼稚園が新制度に入らないという選択肢はあるのですか。

市町村は、住民の教育・保育に係る需要量を的確に把握し、それに応じた供給体制を確保する責務を有しています。

市町村が自ら設置者となっている公立の幼稚園について、あえてこの制度の対象としないという選択肢を取ることは基本的には想定されず、私立施設を経営する事業者との円滑な関係性を構築する観点や住民に対する説明の観点からも、基本的には取り得ない選択肢と考えています。

Q6) 公立幼稚園を設置する市町村は、公立幼稚園に係る施設型給付の額や利用者負担を定めることとなりますが、私立幼稚園と同じにしなければならないのでしょうか。

施設型給付における国の定める公定価格及び利用者負担の基準は、私立施設に関する国・都道府県との負担金の精算の基準となることを踏まえ、国・都道府県の負担金が法定されている私立施設について定めることとしており、その際には、私立の幼稚園や保育所における費用実態等を勘案して設定することとしています。公立施設については施設型給付費の財源のすべてが市町村の公費負担となるものであることなどを踏まえ、国としては公立施設用の公定価格や利用者負担基準を定めることは予定していません。

公立幼稚園の施設型給付の額の設定については、設置者かつ財源負担者であるそれぞれの市町村における現状の費用の実態や新制度での費用の見込み、公立施設としての役割・意義、公私間のバランス等を考慮し、判断すべきものと考えています。

また、公立幼稚園の利用者負担の設定についても、それぞれの市町村における現行の利

利用者負担水準を踏まえつつ、新制度への円滑な移行のための観点や、公立施設の役割・意義、幼保・公私間のバランス等を考慮し、判断すべきものと考えています。

なお、新制度における公立幼稚園の地方財政措置のあり方については、現行の地方財政措置の水準をベースとしつつ、消費税収等による「質の改善」による財源確保の状況なども踏まえ、今後、関係省庁と相談してまいります。

Q7) 応諾義務との関係で、選考はどのような場合に認められるのですか。また、受け入れを拒否することができる「正当な理由」に該当するのはどのようなケースでしょうか。

幼稚園や認定こども園を利用する教育標準時間認定子どもについては、保護者が幼稚園等に直接利用を申し込み、契約に基づき利用を開始することとなります。

契約に先立って、幼稚園等はあらかじめ、保護者に対して、運営規程の概要（目的・運営方針、教育保育の内容、職員体制、開所日・時間、利用者負担等）などについて事前説明を行い、同意を得たうえで、教育・保育の提供を行うこととしています。

こうした事項については、情報公表の対象にもなっていることから、保護者は事前に情報収集したうえで、必要に応じて複数の施設の説明を受けたうえで施設を選択し、申し込みを行うこととなります。

施設・事業者は、保護者から正式の利用申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならないとされており、「正当な理由」については、定員に空きがない場合、定員を上回る利用の申し込みがあった場合、その他特別な事情がある場合などを基本としています。

定員を上回る利用の申し込みがあった場合は、各園で選考を行うことが可能ですが、

抽選、先着順、建学の精神等設置者の理念に基づく選考等の方法により、あらかじめ選考方法を明示したうえで行うことが求められます。

「その他特別な事情がある場合」については、今後、

- ・特別な支援が必要な子どもの状況と施設・事業の受入れ能力・体制との関係
- ・利用者負担の滞納との関係（Q10も参照）
- ・設置者・事業者による通園標準地域の設定との関係
- ・保護者とのトラブルとの関係

などについて、慎重に整理したうえで、その運用上の取扱いについて示して行く予定としています。

保育認定の子どもについては、市町村が利用調整を行います。定員を上回る利用要請等に対する選考も、優先利用の考え方に従うこととなります。

このほか、小規模保育事業等の卒園後の受け皿となる連携施設については、特定の小

規模保育等からの優先的利用枠を設定し、入園選考又は利用調整の際に優先的に取り扱うことを明示する等のルールを市町村が定めることが想定されています。

Q 8) 私立幼稚園の利用者負担はどうなるのですか。また、それはいつ決まるのでしょうか。

新制度における利用者負担は、国で定める基準を限度として、各市町村が定めることとしており、同一市町村内で教育標準時間認定を受けて私立幼稚園に通う子どもの利用者負担額は、同じ所得状況であれば、同じ額となります。

この国の定める基準は、現行制度ベースの負担水準を基に検討することとしており、具体的に、私立幼稚園については、就園奨励費補助事業における国の補助基準（保育料・入園料の全国平均を基に所得段階別に設定）を踏まえて、補助を受けた後の「実費負担額」をベースに設定することとしており、現行と比べて利用者負担が重くなることは、一般的には少ないものと考えます。

国基準は最終的には平成 27 年度の予算編成過程で決定されますが、各市町村では現行制度ベースの「実費負担額」の水準をもとに、各市町村における利用者負担額の検討を進めることとなります。

なお、各私立幼稚園では、現行制度ベースの「実費負担額」の水準（各市町村が定める額が決まっている場合は当該市町村が定める額）を前提として、公定価格では賄うことができない費用等がある場合には、その額や徴収方法などを検討し、園児募集の際に保護者に説明した上で、「上乗せ徴収」として徴収することとなります。（新制度での上乗せ徴収は、理由の開示と保護者への説明・同意が条件）。

Q 9) 幼稚園の入園料等の取扱いはどうなるのですか。

入園料については、基本的には、保育料とともに教育に要する費用を賄うために徴収しているものと考えられるものであり、新制度では、毎月徴収する利用者負担額の中で徴収していくことが、まずは基本となります。

また、公定価格で賄えない教育の質の向上を図るため必要な経費については、「上乗せ徴収」として各施設の判断で保護者から徴収することが可能です。具体的には、現在の保育料のうち新制度での利用者負担額を超える部分や、現在の入園料のうち毎月の利用者負担額に移行しきれない部分、園則により様々な名称で定められているその他の納付金については、教育の質の向上を図るため必要な範囲内で、「上乗せ徴収」への移行を検討することが考えられます。

上乗せ徴収を行う場合には、その額や理由について、保護者に事前に説明し、書面の同

意を得ることが必要となります。

新制度における利用者負担の水準は、入園料に毎月の保育料を加えた額の全国平均（私立幼稚園は年額 308,000 円、月当たり 25,700 円）と就園奨励事業の国の補助基準を基に検討しています。したがって、全国平均で見た場合には、現在の入園料の多くは、新制度で毎月徴収する利用者負担に移行することが多いと考えられます。

新制度の下で入園時に行う上乗せ徴収をすべて「入園料」と総称することは適当ではなく、説明責任を果たす観点から実際の用途に見合った具体的な名目を設定することが必要と考えられます。

なお、上乗せ徴収の実施時期については、あらかじめ説明し同意を得ておくことにより、入園初年度にのみ徴収することも、利用者負担額と合わせて毎月徴収することも、その他のあらかじめ決められた時期に徴収することも可能であると考えられます。

Q10) 幼稚園及び認定こども園において、利用者負担が徴収できなかった場合、減収分の補填は行われるのですか。徴収できない場合の代行徴収は、具体的にどのような仕組みとなるのでしょうか。

幼稚園及び認定こども園（私立保育所から移行したものを含む）は、市町村が定める利用者負担額を保護者から徴収するとともに、施設型給付費として、公定価格から利用者負担額を控除した額が支給されます（通常は施設が市町村から法定代理受領）。この場合の利用者負担額は、実際に徴収できた額ではなく、徴収すべき額となるため、徴収できなかったことに伴う減収分を公費で補填する仕組みではありません。

したがって、利用者負担の未納が生じた場合は、施設と保護者間の契約に基づき、まずは施設において適切に保護者に対して支払請求等を行うことが必要です。

また、幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園については、その児童福祉施設としての位置づけにかんがみ、施設側で再三にわたり徴収に努めても支払に応じない保護者等については、法律上、市町村が施設に代わって納付請求を行うことができるという代行徴収の仕組みがあります（市町村が減収分を公費で補填するものではありません）。措置行政の受け皿ともなり得る施設全体として保育に支障が生じないよう、1号認定子どもも代行徴収の対象となります。

悪質な滞納が続くなど一定の場合には、民事上必要な手続きが適切に行われることを前提に、これを退園理由として利用契約を解除することもあり得るものと考えます。ただし、代行徴収が可能な施設について市町村が適切に徴収している間に契約を解除することは想定されません。また、特に保育認定の子どもについては、市町村において、所得階層区分の変更、一般の保育所への転園等の措置を講じる対応が求められます。

Q11) 幼稚園等の認定こども園への移行の意向は尊重されるのですか。人口減少地域でも移行できるのでしょうか。

認定こども園への移行を促進するため、25年8月にお示した「基本指針の概ねの案」においては、幼稚園等が認定こども園への移行を希望する場合には、幼稚園等が認定こども園の認可・認定基準を満たす限り、原則として認可・認定が行われるよう特例を設けています。

なお、この特例が適切に実施されるよう、25年12月と26年4月に事務連絡を発出し、都道府県等に対して周知を行っています。

(参考)

- ・幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整に係る特例措置の再周知について(依頼)(平成25年12月18日事務連絡)
- ・認定こども園への移行について(平成26年4月1日事務連絡)

Q12) 教育標準時間認定を受けた子どもに係る施設型給付は、全国统一費用部分(国、地方が費用の2分の1ずつを負担)と地方単独事業部分(地方が費用の全額を負担)を組み合わせることとされていますが、地方単独事業部分を含め、確実に給付がなされるのでしょうか。

教育標準時間認定を受けた子どもに係る施設型給付は、国が定める公定価格に係る基準をもとに、各市町村において給付額を定める仕組みとしていますが、この給付額については、基本的に、国が定める公定価格に係る基準に基づき設定していただくよう、自治体に要請しています。

併せて、国の定める基準を下回る給付額を設定する場合には、その合理的な理由を明確にし、地方版子ども・子育て会議等で審議するなど、対外的に説明することを求めています。

また、国・都道府県において、全国の市町村の給付額の設定状況などを調査・公表することとしています。

(参照：私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行等について(平成26年4月10日事務連絡))

Q 1 3) 1号認定子どもについては、現在幼稚園が行っている翌日の準備や研修など、教員が幼児教育の質の維持、向上に充てる時間の確保ができるような公定価格の設定となるのでしょうか。

新制度における幼稚園及び認定こども園における教育時間は、現在と同様、4時間を標準として学則等により各施設で定める教育課程に係る時間となり、また、教育時間においては学級を編制し、学級担任の教諭等を置いて教育を行うこととなります。

この教育時間で行う教育に係る公定価格上の教諭等の配置は、現状の私立幼稚園の教諭等の配置状況を踏まえ、4歳以上の子ども30人に1人、3歳の子ども20人に1人を基準として公定価格を設定することとしています。

また、各園の年齢構成にかかわらず学級担任の教諭等を置くことができるよう、施設規模に応じた教諭等の加配を行うほか、チーム保育を推進するため、チーム保育を担当する教諭等の配置状況に応じた加算や、満3歳児について6人に1人という手厚い教諭等の配置を行っている場合の加算を設けることとしています。

これらの教諭等については、基本的に常時勤務を前提として公定価格を設定していますので、教育時間における教育はもとより、教材準備や研修等に充てる時間も十分に確保されるよう配慮しています。

さらに、幼児教育の質の向上を図るため、消費税増収等による財源を得ながら、順次、私立幼稚園に係る職員の処遇改善や3歳の子どもに係る職員配置の改善(20:1 15:1)などについて、公定価格の加算等を設けることとしています。

Q 1 4) 新たな幼保連携型認定こども園と幼稚園型認定こども園の違いはなんですか。

主な相違点は以下の通りです。(ただし、幼稚園型認定こども園の設備・運営基準は参酌基準であり、都道府県の条例等により、これと異なる場合があります)。

(法的性格)

新たな幼保連携型認定こども園(以下、単に「幼保連携型認定こども園」という。)は、幼保連携型認定こども園として認可を受けた施設であり、認定こども園法に基づき「学校」と「児童福祉施設」の両方に位置付けられます。一方、幼稚園型認定こども園は学校教育法に基づく「学校」である幼稚園と、認可外の児童福祉施設により構成されるタイプなどがあります。このような違いはあるものの、いずれも教育基本法上の「法律に定める学校」である点は同じです。

(認可・認定権限)

幼保連携型認定こども園の場合、都道府県及び政令指定都市、中核市から認可を受ける

ことが必要です。一方、幼稚園型認定こども園の場合は、都道府県から、幼稚園としての認可と保育機能を有することの認定の2つの認可・認定を受けることが必要です。

(職員の資格)

幼保連携型認定こども園は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭」については、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有することが原則です(但し、新制度施行後5年間は、「幼稚園教諭免許状」又は「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」となることができる経過措置あり)。

一方、幼稚園型認定こども園においては、満三歳以上の子どもの保育に従事する場合は、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有することが望ましいが、いずれかでも可としています(但し、学級担任は「幼稚園教諭免許状」を有しなければならない。また、長時間利用児の保育に従事する者は「保育士資格」を有しなければならない)。また、満三歳未満に満たない子どもの保育に従事する場合は、「保育士資格」を有することが必要です。

(園長の資格)

幼保連携型認定こども園は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その園長は、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有し、5年以上の教育職・児童福祉事業の経験者であることが必要です(但し、これと同等の資質を有する者も認める)。

一方、幼稚園型認定こども園の園長は、幼稚園の園長として、「幼稚園教諭免許状及び5年の教育職経験」又は「10年の教育職経験」を有することが原則です(但し、同等の資質を有する者も認める)。

なお、幼保連携型認定こども園は学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設であることから、園長は1人となります。

(施設設備基準)

幼保連携型認定こども園の認可基準については、新規に策定することとしています。幼稚園等の既存施設から移行する場合の特例についても定める予定です。

幼稚園等の既存施設から移行する場合、調理室を含め、幼保連携型認定こども園と幼稚園型認定こども園とでは、基本的には施設設備基準に違いを設けない方向で検討を進めています(給食の実施義務については、Q36参照)。

この他、土曜や長期休業期間の開所の義務等については、幼稚園型認定こども園は、幼保連携型認定こども園と比べて、より地域の実情等に応じた弾力的な対応が可能と考えています(Q11, 30, 33, 36参照)。

Q 1 5) 幼稚園や幼稚園型認定こども園から幼保連携型認定こども園に移行する場合、幼稚園の廃止の認可を受けることが必要でしょうか。

幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行する場合には、学校教育法第 4 条第 1 項に基づく幼稚園の廃止の認可と認定こども園法第 17 条第 1 項に基づく幼保連携型認定こども園の設置の認可の両方が必要となります。

幼稚園型認定こども園から幼保連携型認定こども園へ移行する場合には、これらの手続のほか、認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項に基づく従前の幼稚園型認定こども園としての認定が不要となる旨を申し出ることが必要となります（認定権者においては、申し出に応じて従前の認定を撤回し失効させることとなります）。

なお、施行日の前日において、既に、現行の認定こども園法に基づき認定されている幼保連携型認定こども園が、改正認定こども園法附則第 3 条第 1 項の規定により、新制度の幼保連携型認定こども園の「みなし認可」を受ける場合には、現行の幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の認可は当然に失効することとなるため、幼稚園及び保育所の廃止の認可又は承認に係る手続（申請、審査、私立学校審議会への諮問等）は不要となります。

Q 1 6) 幼稚園での預かり保育はできなくなるのですか。

従前どおり行うことができます。

実施する場合の財政支援については、基本的には、

- ・新制度に移行する幼稚園については、市町村の行う地域子ども子育て支援事業のひとつである「一時預かり事業（幼稚園型）」
- ・私学助成に残る幼稚園については、私学助成による預かり保育への補助

を想定しています。

新制度での「一時預かり事業（幼稚園型）」については、基本的に、在籍園児を対象として行う教育時間前後の預かり保育活動に対して、市町村による事業受託又は補助を受けます。この場合の「市町村」は在籍園児の居住地市町村を想定しており、市町村との事業実施に係る契約等が必要となることから、市町村における現状把握と、幼稚園側からの市町村への働きかけが必要となってくるものと考えられます。

新制度に移行した幼稚園が、仮に、市町村からの一時預かり事業（幼稚園型）の受託等を受けられなかった場合には、引き続き私学助成の預かり保育補助の補助対象とすることも想定していますが、できる限り、一時預かり事業へ円滑に移行できるよう支援していくこととしています。

Q 1 7) 幼稚園での3歳未満児の受入れについてはどのような扱いとなりますか。

幼稚園（認定こども園を含まず）において、学校教育として、利用定員を設け、施設型給付の対象とできるのは、満3歳以上の子どもに限られます。

満3歳未満の受け入れについては、その受け入れの形態（親子登園なのか、子どもだけの預かりもやるのか）、実施頻度（毎日、週3日、月2回程度・・・）、保護者の就労状況などによっても異なりますが、例えば

- ・「一時預かり事業（幼稚園型）」の実施要件を満たして市町村から事業受託等を受けて、園外児の一時的な預かりとして実施する 園児の預かり保育以外に、地域の子ども
の預かりも幼稚園型において実施が可能
- ・「地域子育て支援拠点事業」の実施要件を満たして市町村から事業受託等を受けて、親子の交流の場の提供等のメニューとして実施する
- ・「小規模保育施設」等を併設して又は「家庭的保育」として3号認定子どもの定員を設定して保育を行い、地域型保育給付の対象とする（3号認定が必要）
- ・認定こども園となり、3号認定子どもの定員を設定して保育を行い、施設型給付の対象とする（3号認定が必要）

といった選択又はその組合せがあり得、各園や地域の実情に応じて実施いただくことになります。また、新制度による支援を受けることなく、付随事業・収益事業として地域のニーズに応えた事業を引き続き任意に行っていくことも、差し支えありません。

なお、一時預かり事業（幼稚園型）も含め、満3歳未満の子どもに対して保育を実施する場合には、原則として保育士資格が必要となることに留意ください。

Q 1 8) いわゆる附則6条園（旧102条園）はどうなるのですか。施行時に「みなし確認」を受けなければ、給付対象にならないのでしょうか。

新制度の施設型給付等の給付を受ける特定教育・保育施設については、法律に基づき、市町村の確認を受ける必要がありますが、この条件の一つとして、法人格（法人の種類（学校法人、宗教法人、社会福祉法人、一般財団法人等）は問いません。）を有することが法律上求められています。

しかしながら、学校教育法附則第6条（改正前の同法附則第102条）に基づき設置されている個人立幼稚園については、子ども・子育て支援法の施行の際現に存するものが同法附則第7条の規定による「みなし確認」を受けの場合に限り、法人格を有さなくても新制度の給付対象となることができる特例が設けられています。

この特例は、同法施行時の「みなし確認」の時点のみに適用されることから、

- ・「みなし確認」の辞退をした後に確認を受けようとする場合

・「みなし確認」を受けた後に同法第 31 条第 1 項に掲げる教育・保育施設の区分を変更する場合

は、この特例の対象とならず、法律上は法人格の取得が必要となります。

なお、「みなし確認」を受けた幼稚園が認定こども園に移行する場合には、引き続き給付対象の施設とすべきとの意見・要望が寄せられているところ、どのような対応が可能かについては、法制的見地も含め、引き続き検討していきたいと考えています。

なお、既に「みなし確認」を受けて、新制度の対象施設として経営してきた個人立の施設が、当該個人の死亡等により親族が承継し、設置者の変更が生じる場合については、給付を受ける施設としての同一性が維持されていると考えられることから、確認を受け直す必要はなく、引き続き給付を受ける施設として存続することとなります。なお、設置者の変更に係る学校教育法の認可（第 4 条）や認定こども園法の届出（第 7 条）、これらに伴う子ども・子育て支援法の届出（第 35 条。内閣府令は現在検討中）の手續に遺漏のないようお願いいたします。

Q 1 9) 施設型給付を受ける場合の会計監査はどのような扱いとなりますか。

現在、私学助成を受ける私立幼稚園については、補助額が少額で所轄庁の許可を得た場合を除き、公認会計士等の監査が義務づけられています。

新制度では、新制度の給付対象となる教育・保育施設に対して、一律に、こうした監査を義務づけることはしませんが、施設型給付に係る公定価格において、公認会計士等による外部監査を受けた場合に一定額の加算を行うこととしています（私立保育所を除く）。

また、公認会計士等の外部監査を受けた私立幼稚園や認定こども園については、市町村等による会計監査の対象外とする方向で検討しています。なお、私立保育所については、現行制度と同様、市町村からの委託であることから、現行制度における対応等を踏まえ、自治体による会計監査等を行う方向で検討しています。

【保育所に関すること】

Q 2 0) 新たな幼保連携型認定こども園と保育所型認定こども園との違いはなんですか。

（法的性格）

新たな幼保連携型認定こども園（以下、単に「幼保連携型認定こども園」という。）は、幼保連携型認定こども園として認可を受けた施設であり、認定こども園法に基づき「学校」と「児童福祉施設」の両方に位置付けられます。一方、保育所型認定こども園は、保育所としての認可を受けた施設であり、法律上は児童福祉施設に位置付けられますが、「学校」としての法的位置付けはありません。

(認可・認定権限)

幼保連携型認定こども園の場合、都道府県及び政令指定都市、中核市から認可を受けることが必要です。一方、保育所型認定こども園の場合は、都道府県から、保育所としての認可と幼稚園機能を有することの認定の2つの認可・認定を受けることが必要です。

(職員の資格)

幼保連携型認定こども園は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭」については、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有することが原則です(但し、新制度施行後5年間は、「幼稚園教諭免許状」又は「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」となることができる経過措置あり)。

一方、保育所型認定こども園においては、幼稚園教諭の免許と保育士資格を併有していることが望ましいですが、併有することが必須とはなっていません。

(園長の資格)

幼保連携型認定こども園は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その園長は、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有し、5年以上の教育職・児童福祉事業の経験者であることが必要です(但し、これと同等の資質を有する者も認める)。

一方、保育所型認定こども園の園長は、特に規定はないが、運営費の基準において、施設長は、「児童福祉事業に2年以上従事した者」又は「同等以上の能力を有すると認められる者」となっています。

なお、幼保連携型認定こども園は学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設であることから、園長は1人となります。

(施設設備基準)

幼保連携型認定こども園の認可基準については、新規に策定することとしています。保育所等の既存施設から移行する場合の特例についても定める予定です。

Q21) 保育所が幼保連携型認定こども園に移行する場合、必ずしも1号定員を設定しなくてもよいと聞きましたが、本当ですか。認定こども園であるにもかかわらず、1号定員の設定を必須としないのは何故なのでしょう。

幼保連携型認定こども園は、学校及び児童福祉施設として法令上位置付けられており、3歳以上の子どもに対する教育及び保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に提供する施設であるため、2号定員を設定すれば幼保連携型認定こども園としての最低限の目

的は達成することが可能です。このため、1号定員及び3号定員の設定は必須とはしないこととしています。

Q 2 2) 保育所型であっても、認定こども園になった場合には、保育を必要とする子どもについても直接契約となるのですか。

認定こども園は類型に関わらず、施設の設置者と保護者との直接契約となるので、保育所型認定こども園の保育を必要とする子どもについても、市町村の利用調整を経た上で施設の設置者と保護者との直接契約となります。

Q 2 3) 保育標準時間認定の子どもに係る公定価格の水準はどうなるのですか。

新制度における保育標準時間認定の子どもについては、原則的な保育時間を8時間としつつ、通勤時間や休憩時間を考慮し、最大で11時間の保育を保障することとしています。現行制度においても、11時間の開所を求めているところですが、これへの対応として

保育所運営費として、保育士の休憩時間を確保する観点や長時間開所に対応する観点から、配置基準上の人数を超えて1人常勤保育士を加配しているほか、延長保育促進事業の基本分としても開所時間の始期・終期の前後の時間帯での保育需要に対応するため、11時間の開所時間内に保育士（常勤1人相当）を加配するための補助を行っているところです。

新制度においては、現行制度で措置している常勤保育士1人分の加配を継続するとともに、開所時間の範囲内にもかかわらず延長保育の一部とされて分かりにくいと指摘されている延長保育基本分として措置されている常勤職員1人分に相当する費用を基本的な給付費・委託費の中に組み入れる形で整理し直すこととしています。

さらに、これらに加えて、保育士の勤務シフトを組みやすくし、保育士の負担軽減、保育士確保を促進するため、8時間を超える3時間分の非常勤保育士を加配する措置を講じることとしています。

Q 2 4) 保育短時間認定の子どもに係る公定価格の水準はどうなるのですか。

職員の勤務体制等を考慮し、現行の保育所運営費の水準をベースに設定することとしています。

Q 2 5) 保育短時間認定の子どもの受け入れについて、保護者の個々の就労実態に対応して8時間受け入れることが必要でしょうか。それとも、保育短時間児の保育時間を園として一律に設定してよいのでしょうか。また、延長保育との関係はどのようなのでしょうか。

保育短時間認定の子どもの保育時間（利用時間）については、施設ごとに、例えば9時～17時までといった一律の時間帯を設定していただくことを想定しています。その時間帯以外の利用については延長保育として取り扱っていただくこととなります（子ども・子育て支援法第59条第2号を参照）。

Q 2 6) 保育所や認定こども園に対する施設整備費補助はどのようなのですか。また、公定価格における減価償却費加算との関係はどのようなのでしょうか。

保育所に対する施設整備費補助については、新制度においても、改正後の児童福祉法第56条の4の3第2項に規定する施設整備補助金の仕組みを維持することとしています。

その上で、施設整備費補助金を受けていない施設については、公定価格の中で施設整備費補助の水準等を踏まえた加算制度を設け、長期間に平準化した形で施設の設置コストに対する支援を行うこととしています。

また、認定こども園に移行する際に必要であるものの、保育所に対する施設整備費補助の対象とならない施設整備については、現在、安心こども基金の認定こども園整備事業（幼保連携型認定こども園の幼稚園、又は幼保連携型の要件を満たす幼稚園型認定こども園の保育所機能部分や保育所型認定こども園の幼稚園機能部分の新設・修理・改造に対する補助）で支援を行っていますが、平成27年度以降の取扱いについては、予算編成過程等で検討することとなります。

【その他 認定こども園に関すること】

Q 2 7) 認定こども園は3歳未満児を受け入れなければならないのですか。

認定こども園において受け入れる子どもの対象年齢については、例えば満3歳以上児のみを入園対象とすることなど、各園の判断で設定することができます。

Q 2 8) 現在、幼保連携型認定こども園で、満 3 歳以上の保育に欠ける子どもの定員を設定していない場合、2 号定員を設定しないままでも、2 7 年 4 月から、新幼保連携型認定こども園に移行することはできますか。

幼保連携型認定こども園においては、2 号定員を必ず設定していただくことが必要となりますので、現行の幼稚園部分に在籍する共働き家庭等の子どもの利用状況等を勘案し、幼稚園部分の定員を適切に 1 号・2 号に区分するなどにより設定してください。(幼稚園型認定こども園については、Q 2 9 参照)

Q 2 9) 幼稚園型認定こども園については、2 号認定を設定することは必要ですか。

幼稚園型認定こども園については、幼稚園にいわゆる認可外保育施設を併設する場合(接続型・並列型)と、幼稚園の中で保育を必要とする子どもを受け入れる場合(単独型)がありますが、新制度のもとでは、いずれの類型も引き続き運営が認められます。

新制度では、保育の必要性の有無と年齢、保護者の利用意向等に応じて、

- ・ 満 3 歳未満で保育認定を受けて保育機能施設(一定規模以上の認可外保育施設等)を利用する子どもについては、3 号認定子どもの定員を、
- ・ 満 3 歳以上の子どものうち、保育認定を受けることができ、かつ、2 号認定子どもとして保育機能施設又は幼稚園を利用し、施設型給付を受ける子どもについては、2 号認定子どもの定員を、
- ・ 満 3 歳以上のそれ以外の子どもについては 1 号認定子どもの定員を、

それぞれ設定することとなります。

2 号定員の設定は、単独型・接続型については、幼稚園部分の定員を 1 号・2 号に区分する方法により、並列型については、併設する保育機能施設に 2 号定員を設定する方法によるのが一般的と考えられますが、並列型で幼稚園部分の定員をさらに 1 号・2 号に区分することも可能です。

認定こども園ではない幼稚園は 1 号定員しか設定できませんが、幼稚園型認定こども園の幼稚園部分は、いずれの類型においても、2 号定員を設定可能です。

幼稚園の入園資格は満 3 歳以上ですので、3 号定員は幼稚園部分ではなく、併設の保育機能施設部分に設定する必要があります。

なお、並列型については満 3 歳未満の子どもの受入れが必須ではなく、また、単独型については、満 3 歳未満の子どもを受け入れることができないことから、こうした場合は、3 号定員の設定がないことがあり得るものと考えます。

このように、基本的には、幼稚園型認定こども園も 2 号定員を設定することとなりますが、

- ・ 幼稚園から認定こども園の移行初期段階のため、保育認定を受ける子どもが低年齢

見しかいない場合や、

- ・ 保護者の就労状況が変化したり、保護者の就労頻度が低く「教育標準時間に係る施設型給付」に「幼稚園型の一時預かり事業」の利用を希望する場合など、結果的に2号認定を受ける子どもがいない場合

には、極めて例外的に2号定員が設定されないこともあり得、また、あらかじめ2号定員を設定していても、結果として2号認定の子どもの利用がないことも想定されます。

Q30) 認定こども園は土曜や長期休業期間も全て開園する義務があるのですか。また、毎日11時間開所しなければならないのでしょうか。

現行の認定こども園の開園日や開園時間は、保育認定の子どもに対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めることとされており、幼稚園型を含む既存3類型については基本的には変更ありません。

新たな幼保連携型認定こども園については、日曜・祝日以外について、1日11時間開園することを原則としつつ、保育の利用希望がない場合など、就労の状況等の地域の実情に応じ、各施設の判断で弾力的に運用することを可能としています。

なお、公定価格の取扱いにおいて、常態的に土曜日を閉所する場合については、公定価格の減額調整を行うこととなります。また、保育標準時間認定の子どもが11時間の利用を必要とする場合には、施設型給付の範囲内で対応することが必要となります。

Q31) 幼保連携型認定こども園の学級編制について、1号認定・2号認定の子どもで、学級を分ける幼保連携型認定こども園の学級編制について、1号認定・2号認定の子どもで学級を分けることは可能ですか。また、異年齢の3～5歳を1クラスにすることは可能ですか。

教育時間について編制する学級については、原則として、1号・2号を区別せず一体的に行うことを想定しています。また、異年齢での学級編制については、年度の初日前日に同年齢の幼児での編制を原則としつつ、地域の実情等に応じた、弾力的な対応が可能です。

Q32) 幼保連携型認定こども園では、満3歳に到達した子どもについて、学級編制を行う必要がありますか。また、行う場合、公定価格は、現行2歳児または3歳児のいずれの水準となりますか。

満3歳に到達した子どもについては、学級編制を行う必要はありますが、その編制の方法については、各園において、子どもの状況等を踏まえ、弾力的な取扱いを認めることと

しています。

(想定される対応例)

年度中は3歳未満児クラスに入る。

3歳児学級(年少)へ移る。

3歳児学級(年少)とは別に満3歳児学級を設ける等

また、公定価格の取扱いについては、

・教育標準時間認定の場合、原則は3歳児(20:1(質改善が実現された場合には、加配として15:1まで可能))での配置としつつ、当該年度内は2歳児並みの6:1配置が実現している場合は加算することとしています。

・保育認定の場合、当該年度内は2歳児(6:1配置)と同額の単価が適用されます。

Q33) 認定こども園においては、保育認定子どもを選考し、直接契約することができなくなるのですか。

認定こども園(幼稚園型認定こども園を含む。)においては、保育認定子どもも含め、施設の設置者と保護者の直接契約となります。具体的には、保護者は市町村に施設利用希望の申込みを行い、市町村による保育の必要度に応じた利用調整を経た上で、施設の設置者と直接契約することとなります。

なお、園が自ら直接選考することは原則としてできなくなるものの、保護者は施設利用の申し込みに当たって、各施設の教育・保育の方針、内容等の情報に基づき、必要に応じて複数の施設の説明を受けたうえで施設を選択し、申込みを行うこととなることから、各園の教育・保育の方針等に賛同した保護者が利用申込みをすることになるものと考えられます。

Q34) 今回、幼稚園の公定価格上の職員配置基準として、4・5歳児については30:1、3歳児については20:1とする方針が示されましたが、従来、35:1と定められていた認定こども園の短時間利用児の職員配置基準の取扱いはどうなるのですか。

すべての認定こども園の類型について、公定価格上の配置基準は30:1、20:1とした上で、それに満たないものは調整措置を講じることとなります。

なお、児童福祉施設設備運営基準の認定こども園の短時間利用児に関する職員配置基準は削除する予定。

Q 3 5) 幼保連携型認定こども園とそれ以外の類型の認定こども園では公定価格に差は設けられるのですか。

いずれの類型の認定こども園についても、公定価格に関係する職員配置や食事の提供等の国が定める基準に大きな違いはないことから、公定価格も基本的には同じになります。ただし、国が参酌基準として定める基準に関して、国の基準よりも低い基準を条例で定めて、当該低い基準で運営がなされる等の場合は、減額調整をすることとなります。

Q 3 6) 認定こども園において給食の実施は義務づけられるのですか。

幼保連携型認定こども園においては、保育認定（いわゆる2号・3号認定）子どもについては食事の提供を行うことが必要です（教育標準時間認定（いわゆる1号認定）子どもについては施設の任意）。

食事の提供にあたっては自園調理が原則ですが、満3歳以上の子どもについては一定の条件下で外部搬入が可能です。その場合は、独立した調理室でなく、現行の保育所と同様、加熱、保存等の調理機能を有する設備で代替可能です。また、自園調理による食事提供対象人数（1号認定子どもに食事の提供を行う場合は、当該1号認定子どもの数も含む）が20人未満の場合は、独立した調理室ではなく、必要な調理設備で代替可能です。

また、保護者が希望する場合や行事の日などにおいては、弁当持参による対応が認められます。

なお、幼保連携型以外の認定こども園の3類型については、各都道府県の条例等により、これと異なる基準となっている場合があります。

Q 3 7) 認定こども園へ移行するために必要となる施設整備の支援にはどのようなものがありますか。

認定こども園への移行に伴い、必要となる施設整備に対する支援としては、安心子ども基金により、以下の財政支援メニューを用意しています。

保育所緊急整備事業（保育所の施設整備費に対する補助）

賃貸物件による保育所整備事業（賃貸により保育所を設置する場合の改修費等に対する補助）

認定こども園整備事業（幼保連携型認定こども園の幼稚園、又は幼保連携型の要件を満たす幼稚園型認定こども園の保育所機能部分や保育所型認定こども園の幼稚園機能部分の新設・修理・改造に対する補助）

幼稚園耐震化促進事業（認定こども園を構成する幼稚園（予定含む）の改築・増改

築（耐震化）に対する補助）

このうち、認定こども園の保育所機能部分の整備費事業は、従来、1歳以上の全年齢の子どもを受入れることを条件としていましたが、平成25年10月18日付け要綱改正により、その条件は廃止しています。

なお、新制度実施後は、上記については、児童福祉法に新設される交付金として基本的には継続し、新たな幼保連携型認定こども園の整備もこれに含まれる予定です。また、上記 から までの平成27年度以降の取扱いについては、予算編成過程等で検討することとなります。

また、施設型給付費の加算として「減価償却費加算」を設定することにしており、施設整備費による補助を受けずに自己資金等により整備を行う場合には、施設整備費補助と同水準程度の費用を長期にわたって平準化した形で受けとることも可能です。

Q38) 幼保連携型認定こども園を運営する法人の一本化に伴い転籍する職員の退職金はどうなるのですか。

現在の退職金に係る共済制度については、社会福祉法人については医療福祉機構の退職手当共済制度の対象となり、学校法人については各都道府県に設けられている私学退職金団体の退職金共済制度の対象となっています。既存の幼保連携型認定こども園が、新制度の幼保連携型認定こども園となるため、新制度の施行までに学校法人又は社会福祉法人に一本化する際に、現行制度では、両制度間における勤続年数の通算が認められておらず、法人間の転籍に際し、職員を一旦退職させて退職手当を支給する取扱いとなることから、勤続年数が通算できずに職員が不利益を受けるといった問題があります。

この問題については、幼保連携型認定こども園を設置するために法人を一本化する場合には、従来から加入していた医療福祉機構又は私学退職金団体の制度に引き続き加入することができるよう、法令上又は規約等の手当を行うことで対応できないか、検討を進めているところです。できるだけ早期に検討結果についてお示しできるようにしたいと考えています。

なお、医療保険（短期給付）や年金保険（長期給付）については、学校法人は私学共済、社会福祉法人は健康保険と厚生年金に加入することとなり、年金保険の被保険者期間は通算されることとなります。

【一時預かり事業に関すること】

Q39) 保育緊急確保事業における一時預かり事業では、どのような内容の充実が図られるのですか。

一時預かり事業においては、現在、保育所型、地域密着型、地域密着型について小規模な施設が多いことを踏まえ、保育所等の職員の支援を受けられる場合には担当保育士を一人以上とすることができる等の見直しを行い、「一般型」へ再編するとともに、年間延べ利用児童数が少ない施設に対する補助単価の改善を行いました。

また、保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員の範囲内で一時預かり事業として受け入れることができる「余裕活用型」を創設しました。

さらに、事業開始にあたり必要となる改修等の費用や準備のための賃借料を補助する「開設準備費」を創設し事業の充実を図っています。

なお、平成27年度に施行予定の新制度においては、現行の幼稚園における預かり保育と同様、園児を主な対象として実施する幼稚園型、児童の居宅において一時預かりを実施する訪問型を創設し、さらなる事業の充実を図る方向で検討しています。

Q40) 短時間の就労を理由とする一時預かり事業の利用において、その対象は、保育短時間認定の下限時間(48～64時間)に満たない就労者に限られるのですか。

保育の必要性の事由の状況に応じて柔軟な対応ができるよう、一時預かり事業において、利用に当たっての就労時間の上限時間を設定することは想定していません。

なお、共働き家庭の幼稚園利用の場合、通常の教育時間後の保育については、一時預かりの利用により対応することを想定しています。

【利用者支援事業に関すること】

Q41) 利用者支援事業の創設に伴い、地域子育て支援拠点事業はどうなるのですか。

これまでの地域子育て支援拠点事業の「地域機能強化型」の機能を、実施内容等について拡充し、利用者支援事業に発展的に移行することとしています。したがって、利用者支援事業は、地域子育て支援拠点事業とは別に財政支援を行います。同じ事業者で両事業を行っていただく場合は、事業の運営にあたって、それぞれの事業の担当の方が相互に協力しあうとともに、事業の円滑な実施のために一体的な体制を構築していただきたいと考えています。

Q42) 地域子育て支援拠点事業「地域機能強化型」の「地域支援」機能は利用者支援事業に引き継がれるのですか。

これまで、「地域機能強化型」において「地域支援」として、多世代間交流の促進、地

地域のボランティアやサークルの育成・協働、訪問支援等の地域の子育て支援機能を促進する活動の支援を行ってきました。利用者支援事業においては、この「地域支援」の機能に子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりや地域の子育て資源の育成・開発等の役割を付加した「地域連携」として、拡充させました。従来、「地域機能強化型」において、「地域支援」のみを実施していた地域子育て支援拠点も、可能な限り「利用者支援」の取り組みを併せて実施し、利用者支援事業として実施していただきたいと考えています。

なお、利用者支援事業を実施せずに、地域子育て支援拠点事業のみを実施する場合においても引き続き「地域支援」の取り組みが実施できるようにしていきます。

Q 4 3) 事業に従事するに当たり、職員は必ず研修を受講しなければならないのですか。

事業に従事する職員については、本事業を実施するに当たり共通して必要となる知識や技術を身につけ、かつ常に資質、技能等の維持向上を図るため、都道府県又は市町村が自ら、若しくは委託等により実施する研修を受講していただくこととしています。必要な時期に研修が開催されていないなど何らかの事情で、事前に研修を受講することが困難な場合は、事業に従事しながら研修を受講していただきます。

また、事業者におかれても職員を各種研修会等に積極的に参加させ、その資質、技能等の維持向上を図っていただきたいと考えています。(これらのことは事業実施要綱の留意事項に記載しています。)

なお、現在、研修プログラムのひな形を検討しており、取りまとめ次第、各自治体宛情報提供させていただく予定です。

Q 4 4) 今後、事業実施要綱以上に詳しい内容を国から示す予定はありますか。

平成26年2月26日の全国児童福祉主管課長会議において、厚生労働省から事業実施要綱案をお示ししたところですが、平成27年度の本格施行に向けて、更に事業の在り方の詳細等についてお示しできるよう、現在、有識者等のご協力も得ながら、検討していくこととしています。

【放課後児童クラブに関すること】

Q 4 5) 子ども・子育て支援新制度では、放課後児童クラブについては、どのような内容の充実が図られるのですか。

平成27年度に施行予定の新制度においては、放課後児童クラブの実施か所数についても量の拡充を進めていくこととしています。

また、質を確保する観点から、事業の設備及び運営（職員の資格・員数、施設・設備、児童の集団の規模など）について、国が定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めることとなります。事業者におかれては、この条例の基準を遵守し、事業を行っていただくこととなります。

なお、新制度の施行に先立ち、平成26年度に実施する保育緊急確保事業では、保護者の利用意向を反映して開所時間の延長を行う放課後児童クラブに対して、追加的な財政支援を行うこととしています。